

【用語】所望—望み、注文、熟談—よく相談すること 広目金樽代

—披露目ための祝儀代 高反別—田畠の持高とその面積 公用—幕府・領主などの御用 高辻—所有する石高の合計 隠免—隠居免、隠居した際の田地や生活費 己後—以後、その後と 跡敷—被相続者の家督、財産 違変—契約に違反すること 魚尾村・平原村—多野郡中里村

【解説】石高二石八斗三合を所持する甘樂郡平原村の良平は、家を嗣ぐ男子がいなかつた。そのため平原村の銀平と魚尾村の和泉の両人が仲人になつて、魚尾村清七の次男勝三郎を婿養子として迎えることになつた。幕末の元治元年（一八六四）十一月のことであり、その時に取り替わした証文がこの婿養子縁組証文である。

縁組の条件として清七は、勝三郎に持参金一〇両と披露目樽代金五両の合わせて一五両を添える。それに対しても良平は、娘の「おかと」を勝三郎と結婚させ、所有する高反別や家財のすべてを贈与することであつた。そのほか、両親に対しても実子同様に孝養を尽くすこと、また隠居の場合の取り扱いなどについて話し合いがもたれた。この婿養子縁組は、勝三郎が養子となるに際し、養親の娘と結婚することを条件に成立している。そのため縁組が何かの理由で破談になつた場合には、良平は勝三郎の持参金を、勝三郎は譲り受けた家督すべてを返還して、その関係を白紙に戻す約束をしている。